

令和2年3月11日  
(公財) 江東区健康スポーツ公社

有明スポーツセンター 屋内プール水泳教室溺水事故に係る検証結果と再発防止策について (概要)

1 検証方法について

検証作業では監視カメラによる記録映像、その他関係者からのヒアリング等の調査を行った。

2 事故発生に至る背景

(1) 教室指導体制について

本件事故の発生原因については、監視カメラの映像記録を除き客観的な証拠がなく、関係者の口述からも児童が何をきっかけに溺れたかを断定することは困難である。

しかし、監視カメラ映像から、指導員は、およそ10分間、特に未習熟な児童の練習補助を一人ずつ行っていたため、ボビング練習を行っている他の10人から目を離しており、児童に対して十分に安全監督の目・意識が行き届いているとは言えない状況であった。

(2) 事故発生時の監視体制

本件事故がより重大なものとなった要因には、児童らに対する監視体制が不十分な点にあり、溺水した児童の発見を遅れさせた可能性がある。

当日の大プールには巡回が1名配置されていたが、監視カメラ映像から、プール全域を隈なく監視したといえる状況になく、また動かない或いは不自然な動きをしている者を発見する態勢にはない状況であった。

なお、公社の承認を得ずに、閑散期に監視員数の変更を行っていたことも判明した。

(3) 公社の委託業者管理体制

本件事故が発生した際、監視台が除かれていたことについて、関係者の話を総合すると、平成27年度、監視業者は公社プール担当職員に対して監視台を使用しない監視について提案した経緯があった。当時の有明スポーツセンター職員が巡回者2名体制の代替案で了解した。

その後、公社プール担当職員は、定期的にプール場内の体制を監督し、適宜、指導等行っていたが、事務局への報告を怠っていたことは適切ではない。

### 3 再発防止策

本件事故に対する調査・検討をもとに、事故の再発防止の対策を次のとおり講じる。

今後、プール施設の安全性を向上させるためには、教室事業者は重層的な安全対策を講じ、監視員は利用者の行動から目を離さず常に万全の体制で臨むことが必要である。

公社は、本件のような事故を二度と繰り返してはならず、利用者の安全確保のため、マニュアルの見直しや注意喚起を行うなど、更なる安全を十分に考えた体制を構築していく。

#### (1) 委託業者に対する管理の徹底

- ① 委託業者に受講生の安全確保の徹底を求める。
- ② 委託事業の実施中に、公社職員が不定期に安全確保や事業内容が契約書及び仕様書に適合した事業実施となっているか確認し、不適切な場合は指導し、記録する等。

#### (2) こどもを対象とする水泳教室への対策

- ① 契約書に事業者における安全教育の実施を定める。
- ② 「指導員1名あたりの受講生の数」について、他の自治体や民間水泳教室の状況を見ると、指導員1名あたり受講生10名から20名と幅が見られ、14名という受講生の数が直ちに不適切であるとは言えない。

本件事故が発生した要因は、一人の指導員が一方ではボビング練習を行わせ、他方では水慣れしない児童らの補助を行うなど、一人で複数の指導を同時に行ったことにあると考えられることから、本件事故後、安全管理のための指導員を加配したが、今後も継続して配置していく。

#### (3) 公社職員の事務執行の徹底

- ① 今後は、毎月開催している公社運営会議中に施設管理に関する項目を必置し、施設間の情報を共有し、課題解決に向けた協議の場としていく。
- ② 公社は、これまでも施設管理、とりわけプール施設管理運営にあたっては、適切な知識・技能を習得するよう、外部機関による指導を取り入れてきたが、第三者機関による指導研修の悉皆化やプール施設運営認定団体の公認取得を目指し、管理技術向上に努めていく。